

大切です！

吸わない人への  
思いやり

受動喫煙について

●副流煙の害について

たばこをすわない人が、他人の吸うたばこの煙（副流煙）を吸ってしまうことを受動喫煙といいますが、たばこを吸う人が直接吸い込む煙（主流煙）より発がん物質などの有害物質がより多く含まれるので、吸わない人への思いやりが必要です。

●受動喫煙防止は法律で定められた取り組みです

平成15年に施行された健康増進法では、官公庁や教育機関、病院など不特定多数の人が利用する施設の管理者は、必要な措置を講ずることを定められています。

●受動喫煙のない環境づくり

鳥取県では「禁煙・分煙施設認定制度」を平成16年に制定し、受動喫煙による健康被害から県民を守る環境づくりを進めています。具体的には、禁煙または分煙に取り組んでいる施設が認定要件に適合していると認められると、県から「禁煙・分煙施設認定ステッカー」が交付されるというものです。

※分煙とは、たばこを吸う場所とそうでない場所をきちんと仕切るう、という考え方です。

◎禁煙・分煙施設に認定された大山町内の施設は次のとおりです。

◎禁煙・分煙施設に認定された町内の施設

施設名	禁煙/分煙
保健福祉センターなわ	禁煙
中山小学校	禁煙
小山歯科クリニック	禁煙
明石歯科診療所	禁煙
いな薬局	禁煙
有限会社野の花薬局	禁煙
鳥取県立大山自然歴史館	禁煙
名和農業者トレーニングセンター	禁煙
鳥取県立大山青年の家	分煙
鳥取県食肉衛生検査所	分煙

●私たちにできる  
身近な取り組み

☆受動喫煙の重大さを理解しましょう

- ・吸う人より吸わない人の方が有害な煙にさらされています。
- ・副流煙の影響は7メートル先まである、といわれています。



☆地域で  
分煙を進めましょう

たとえば、公道での歩きタバコはしない、地域の集会所等での会合時は禁煙を申し合わせるなどです。



国民年金の保険料は  
忘れずに納めましょう！

●保険料は便利な口座振替をおすすめします。

- ①毎月、金融機関などに出向くことが無くなり便利です。夜間や土日などの時間しかとれない方には、手間いらずです。
- ②通帳が家計簿や領収書代わりになって便利です。引き落としのつど「ネンキン」などと記帳されますので整理が簡単です。

●申込手続きは

口座振替の申込みは、米子社会保険事務所、口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口、役場住民生活課・各支所総合窓口課のいずれかで手続きを行ってください。

●平成21年度年金保険料の口座振替による1年度分（4月～3月分）および上期6カ月（4月分～9月分）の申し込みは、2月末までです。

●口座振替による「早割（※）」にすると保険料が50円割引されお得です。

保険料の一部免除の承認を受けている方は、早割りの対象となりません。  
※通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、届出により、当月末日振替にすると毎月50円の割引になります。

◆問い合わせ先 米子社会

保険事務所（☎0859・

34・6111）または役場本庁住民生活課（☎0859・54・5210）および各支所総合窓口課へ

\*平成20年度の保険料額で比較すると  
「1年度分現金で月々保険料払」から  
「1年度分口座振替前納」にすると  
14,410円×12月＝172,920円  
→ 169,300円  
年間3,620円の割引になります。